

船橋市移動図書館の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市図書館条例施行規則（平成28年船橋市教育委員会規則第5号）第15条及び船橋市図書館管理運営要綱（平成28年7月1日制定）第30条の規定に基づく移動図書館の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(ステーションの設置及び設置要件)

第2条 船橋市東図書館（以下「東館」という。）の館長（以下「東館館長」という。）は、ステーションを設置する必要があると認めたときは、船橋市移動図書館ステーション設置申出書（第1号様式）に船橋市移動図書館設置要件書（第2号様式）を添えて、船橋市西図書館（以下「西館」という。）の館長（以下「西館館長」という。）に申し出なければならない。

2 西館館長は、前項の規定による申し出を受けたときは、次に掲げる要件に基づき、ステーションの設置場所を定めるものとする。ただし、西館館長が特に必要があると認めるときは、次に掲げる各号に関わらず、ステーションを設置できるものとする。

- (1) 図書館、公民館図書室・図書コーナー、三山市民センター図書室、大穴小学校市民図書室及び図書貸出返却窓口（以下「図書館等」という。）からステーション間の直線距離がおおむね1.5キロメートル以上離れていること。
- (2) 隣接するステーションからの直線距離がおおむね1キロメートル以上離れていること。
- (3) 東館からステーションまでの運行経路に支障がないこと。
- (4) 公有地に設置する場合は、所轄官庁の許可が得られること。
- (5) 私有地に設置する場合は、当該地の所有者からの承諾が得られ、かつ、無償で使用できること。
- (6) 移動図書館における巡回する車両（以下「まつかぜ号」という。）が駐車するのに十分な空き地が確保されるとともに、進入する道路等の幅員が確保されていること。
- (7) 利用者の安全が確保でき、かつ、一定時間の駐車が可能で、図書館サービスを提供することができること。
- (8) 周辺住民等の理解と協力が得られること。

(業務体制)

第3条 東館館長は、業務管理責任者及び車両管理者（以下「責任者等」という。）を選任しなければならない。

2 東館館長は、責任者等を選任したときは、速やかに船橋市移動図書館業務管理責任者及び車両管理者選任届（第3号様式）により、西館館長に届け出なければならない。

(業務管理責任者)

第4条 業務管理責任者は、現場の業務遂行の責任者として、車両管理者に対

する日常業務の指示及び指揮監督を行う。

- 2 業務管理責任者は、業務日誌（第4号様式）を移動図書館運行日に作成し、作成日の属する年度の終了する日の翌日から10年間保管しなければならない。

（車両管理者）

第5条 車両管理者は、道路交通法第84条第3項に規定する大型自動車免許を有し、かつ、車両管理の実務経験を3年以上有することとする。

- 2 車両管理者は、業務管理責任者の指示に基づき業務を実施する。
- 3 まつかぜ号を運行するときは、交通法規その他の関係法令を遵守し、停止、発進、後進等をするとき、必ず複数人による目視及び声掛けによる安全確認を行わなければならない。

（運行計画）

第6条 東館館長は、毎年2月末日までに移動図書館の運営体制を含めた次年度の運行計画を策定し、西館館長の承認を得なければならない。

- 2 東館館長は3か月ごとに巡回日程表を作成し、西館館長の承認を得なければならない。
- 3 西館館長は、巡回日程表及び利用に関する変更事項について、ホームページ等により公表しなければならない。
- 4 東館館長は、前月の運行実績について、毎月10日までに船橋市移動図書館月例報告書（第5号様式）により西館館長に報告しなければならない。

（運行の中止）

第7条 西館館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、東館館長と協議し、まつかぜ号の運行の全部又は一部を中止することができる。

- (1) 出庫25分前の時点で、船橋市に気象業務法に基づく特別警報及び警報が出されているとき。
 - (2) 船橋市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたとき。
 - (3) まつかぜ号に不具合が生じたとき。
 - (4) ステーションの使用が一時的に困難なとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、運行を中止する必要があると判断したとき。
- 2 西館館長は、運行を中止したときは、速やかにホームページ等により公表しなければならない。

（ステーションの廃止）

第8条 東館館長は、ステーションを廃止する必要があると認めるときは、船橋市移動図書館ステーション廃止申出書（第6号様式）により、西館館長に申し出なければならない。

- 2 西館館長は、前項の規定による申出を受けたときは、次に掲げる要件に基づき、ステーションの廃止を決定するものとする。
 - (1) 第2条第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠いたとき。

- (2) 継続的な貸出等の利用者が見込めず、ステーションを設置する効果が期待できなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、廃止することが適当であると認めるとき。
- 3 西館館長は、ステーションの廃止を決定したときは、速やかにホームページ等により公表しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移動図書館の運営について必要な事項は、東館館長と協議の上、西館館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
(移動図書館ステーションの設置基準の廃止)
- 2 移動図書館ステーションの設置基準(平成7年1月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

船橋市西図書館長 あて

船橋市東図書館長

船橋市移動図書館ステーション設置申出書

下記の場所に移動図書館のステーションの設置が必要ですので、船橋市移動図書館の運営に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、申し出ます。

記

1 設置申出の場所

住所 : _____

名称 : _____

2 設置申出の理由

3 ステーション配置図

船橋市移動図書館設置要件書

| 船橋市移動図書館ステーション 設置申出場所名称 | | | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---|
| No. | 要件 | 摘要 | ✓ |
| 1 | 最も近い図書館等からの直線距離 | 最も近い図書館等名 () 距離 (約 km) | |
| 2 | 隣接するステーションからの直線距離 | ステーション名 距離 (約 km) | |
| 3 | 公有地に設置する場合は、所轄官庁の許可が得られること。 民有地に設置する場合は、当該地の所有者からの承諾が得られ、かつ、無償で使用できること。 | 管轄官庁名称又は所有者氏名 () 管轄官庁所在地又は所有者住所 () 管轄担当部署 () | |
| 4 | まつかぜ号が駐車するのに十分な空き地が確保されるとともに、進入する道路等の幅員が確保されていること。 | 駐車場所面積 () m × () m (m ²) | |
| 5 | 利用者の安全が確保でき、かつ、一定時間の駐車が可能で、図書館サービスを提供することができること。 | 駐車可能時間 (: ~ :) (分) | |
| 6 | 周辺住民等の理解と協力が得られること。 | 周辺住民 (町会等) の名称 () 代表者氏名 () | |

第3号様式

年 月 日

船橋市西図書館長 あて

船橋市東図書館長

船橋市移動図書館業務管理責任者及び車両管理者選任届

船橋市移動図書館の運営に関する要綱第3条第2項の規定に基づき、業務管理責任者及び車両管理者を選任しましたので、下記のとおり報告します。

記

業務管理責任者 _____

車 両 管 理 者 _____

第4号様式

| 業務日誌 | | | | | | | 業務管理 責任者 | |
|------------------|-----------|---------------|-------|-------------|------------------|---------------|----------------|-------------|
| 年 月 日() | | | 天候() | | 車両管理者: | | | |
| 運 行 状 況 | 出庫時距離メーター | km | | 燃料等の 補給量 | 軽油 | 0 | | |
| | 入庫時距離メーター | km | | | オイル | 0 | | |
| | 本日の走行距離 | km | | そ の 他 | | | | |
| ステーション名 | | 到着時間 | 出発時間 | 貸出数 | 返却数 | リクエスト数 予約数 | 業務従事者: 特記事項 | |
| 午 前 | : | | : | 冊 | 冊 | 冊 | | |
| | : | | : | 冊 | 冊 | 冊 | | |
| | : | | : | 冊 | 冊 | 冊 | | |
| ステーション名 | | 到着時間 | 出発時間 | 貸出数 | 返却数 | リクエスト数 予約数 | 業務従事者: 特記事項 | |
| 午 後 | : | | : | 冊 | 冊 | 冊 | | |
| | : | | : | 冊 | 冊 | 冊 | | |
| | : | | : | 冊 | 冊 | 冊 | | |
| 始 業 点 検 | 部位 | 項目 | | チェック | 部位 | 項目 | | チェック |
| | タ イ ヤ | 空気圧が適当であるか | | 適・不適 | 冷 却 装 置 | 水量は十分であるか | | 適・不適 |
| | | 摩耗・亀裂・損傷はないか | | 無・有 | | 水漏れはないか | | 無・有 |
| | 灯 火 装 置 | 前照灯は点灯するか | | 適・不適 | エ ン ジ ン オ イ ル | 漏れ・汚れはないか | | 無・有 |
| | | 尾灯は点灯するか | | 適・不適 | | 量は適当であるか | | 適・不適 |
| | | 制御灯は点灯するか | | 適・不適 | | 張り具合は適当であるか | | 適・不適 |
| | 方 向 指 示 器 | 点灯・点滅はするか | | 適・不適 | ベ ル ト | 損傷はないか | | 無・有 |
| | | 汚れ・損傷・不具合はないか | | 無・有 | | 液量は十分であるか | | 適・不適 |
| | ミ ラ ー | ルームミラーの調整 | | 適・不適 | バ ッ テ リ ー | 電圧は適当であるか | | 適・不適 |
| | | サイドミラーの調整 | | 適・不適 | | ウオッシャー | | 量は適当か |
| | ブ レ ー キ | オイルは適量であるか | | 適・不適 | ワ イ パ ー | 払拭状況は良好か | | 適・不適 |
| | | 踏みしろは適当であるか | | 適・不適 | | 清 掃 | | 車内は清掃されているか |
| きき具合は十分であるか | | 適・不適 | 外 装 | | | に傷・凹等はないか | 無・有 | |
| 摘 要 | | | | | | | | |

第5号様式

年 月 日

船橋市西図書館長 あて

船橋市東図書館長

船橋市移動図書館月例報告書

年 月の業務が完了しましたので、船橋市移動図書館の運営に関する要綱第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| 項目 | 数量 | 摘要 |
|---------------------|----|------------|
| 総給油燃料（リットル） | ℓ | |
| 給油燃料内訳 | ℓ | （給油日： 月 日） |
| | ℓ | （給油日： 月 日） |
| | ℓ | （給油日： 月 日） |
| 走行距離（キロメートル） | km | |
| 月初出庫時距離メーター（キロメートル） | km | |
| 月末入庫時距離メーター（キロメートル） | km | |
| 巡回日数（日） | 日 | |
| 貸出冊数（冊） | 冊 | |
| 返却冊数（冊） | 冊 | |
| リクエスト冊数・予約冊数（冊） | 冊 | |

第6号様式

年 月 日

船橋市西図書館長 あて

船橋市東図書館長

船橋市移動図書館ステーション廃止申出書

下記場所の移動図書館のステーションの廃止が必要ですので、船橋市移動図書館の運営に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、申し出ます。

記

1 廃止申出のステーション名

名称 : _____

2 廃止申出の理由

3 ステーション配置図